

動態的安定論(2)

——コンセンサス・ポリティックスの理論モデル——

岡 沢 憲 芙

I コンセンサス・ポリティックスのパーस्पекティブ

政治システム内部に存在する、あるいは存在すべき、抗争とコンセンサスの諸条件、および、コンセンサスと抗争の相関関係は政治現象を變動という視座から概観しようとする者にとっても、安定を座標軸に定め政治について語るうとする者にとっても中心的な課題である。今、暫定的に政治の本質を抗争という局面に求める研究者を抗争理論家 conflict theoreticians、コンセンサスに求める研究者をコンセンサス理論家 consensus theoreticians と名付け、双方に属する研究者の主たる関心対象とその基本的仮説を対比させれば次のようにならう。

抗争理論家は抗争の発生源と結果に関する理論を構築しようとする。しかし乍ら、今日の抗争理論研究はこの枠組の外部で積極的に展開されているので、今では、政治システムの構造における抗争関係の決定的重要性を認めることを出発点として政治現象を把握しようとするすべての研究をこのカテゴリーに含める方が妥当であろう。抗争理論家は当該システム内の集団Aがその他の集団B、C、D、E……のうちどの集団と抗争関係にあり、どの集団と同盟関

係にあるのかを明確にする作業を通じて政治システムの作動状況を理解し、叙述する方法が生産性と適確性という点で最良の方法であるとの信念を共有している。

ヘルシンキ大学の Erik Allardt は一九六八年一月、ベルリンで開かれた第三回比較社会学国際会議 the International Conference of Comparative Sociology で Giovanni Sartori が提起した問題に影響を受け、同年八月一九日から二二日迄フィンランドで開催された第二回スカンディナヴィア政治学会議 Scandinavian Conference of Political Science で、「政治学」、「政治社会学」、「政治の社会学」および「社会学」の位置付けを明確にしようとする「政治学と社会学」と題するペーパーを提出した。その中で抗争理論をコンセンサス理論と対置させ、抗争理論の基本的仮説を次のように整理している。

- (1) 社会はそれぞれ異なった利益を持ったさまざまな集団から構成されている。
- (2) ある集団ないしは互いに同盟関係にある集団群がその利益を達成すべく権力や力を手段にして他の集団を説得できるといふ事実があるからこそ社会が安定した構造として統一体を保持し、存在を全うできる。
- (3) 当該社会内の権力の分布状況が変化するとき、社会も変化する (E. Allardt, 1969, pp. 11—29)。

もちろん、抗争理論にあっては権力や力がキー概念である。しかし乍ら、権力を中心的な用語に用い、ただ単に誰が勝者であるか、敗者は誰か、また同盟関係はどのようになっているか、などを叙述することによって政治システムが十全に記述される程政治システムは単純ではない。そのため、闘争理論家は数多くの補助的な仮説や派生的な仮説を利用し、上述した基本仮説を補強しなければならない。たとえば、「自己の利益を表出してくれるものがないため自己の利益に気付いていない集団が社会内に存在する」といった仮説は最も重要な補足的仮説の一つであろう

(E. Allardt, *ibid.*, p. 13)。

一方、コンセンサス理論家は、ある価値群の実現を可能にする制度化のルールが持つ重要性を強調する傾向がある。そこで、コンセンサス理論の依拠する基本仮説を要約すれば次のようになる。

(1) どんな政治システムにあっても制度化されて来た一定の行動パターンが存在する（ここで制度化されている行動パターンとは、一般に広く受け入れられた規範によって指導され、長期にわたって反復されている行動パターンのことである）。

(2) 政治システムが安定した構造として統一性を維持し、存在を果たしうるのは、ある一定の価値・規範が一般的に受け入れられているためである。

(3) ある社会制度は普遍的に存在する、いや少なくとも實際上すべての文化内で生じる。

闘争と制度化、力と価値のコンセンサス、これらは Carl Friedrich が論ずるように、多くの実際的な権力状況においてはいずれか一方が他の存在を具体的な分析目的のために無視することも可能と思われる程度に支配的となるので一応対置図式の中に描くことはできるが、いずれもがすべての政治システム内に見られる普遍的・基本的な現象である (Carl Friedrich, 1963, p. 165)。抗争理論家にせよ、コンセンサス理論家にせよ、コンセンサス・パワー consensual power、共同促進権力、強制力は権力状況の普遍的側面であるので政治システムの作動様式を明確にするためには、これらすべての側面に論及しない訳にはいかない (C. Friedrich, *ibid.*)。要は、強調度の相違の問題であり、最良の理論を確立しようとする時、研究者が直面しなければならぬ研究戦略の選択の問題に過ぎないと考えられる。ところが、抗争理論を展開する者は急進的な立場に立ち、コンセンサス理論家は保守を代表するというイメージはかなり深く浸透している。抗争理論の代表的研究者 Karl Marx の現代社会科学におけるその圧倒的影響力がそのような単純な判別式を定着させる上で大きな役割を果たしていることは間違いない。抗争理論対コンセンサス理論

といったディコトミーは政治理論ではかなりの有意性を持っていることは否定できない。しかし乍ら、それをそのまま保守対革新という単純な二分法に連結させることには大きな疑問がある。諸利益の相互浸透度の著しい増大は、「本質的には……」理論の説得力を弱めているだけでなくそれをプロバガンダ理論の枠組に押し込むことにもなる。現実政治のみならず政治理論においても単純な保・革対置図式は説得力を喪失しつつあると言わぬまでも、それへの盲目的信従がかえって政治のダイナミズムの理解を困難にするのではないかとの反省を惹起しつつある。闘争理論↓革新、コンセンサス理論↓保守という識別はその簡明さの背後で、安直な理論家に逃避場を提供しているという事実に気付くべきであろう。パワー・エリート理論を展開した C. Wright Mills をその関心の焦点の故に権力に魅了され、権力に夢中になり、権力に陶醉している研究者と批判したところで、また Max Weber が官僚制を論じたがために彼が官僚主義的人物だと非難したところで「アカデミックな世界では、気にくわぬ意見を無視するには、それをいった人が気にくわぬ人物だということさえ主張すればよい」というあのやり方とその批判の拙劣さ、卑劣さの点で同じレベルのものに過ぎない (Irving Louis Horowitz, ed., 1971, 邦訳 p. 3—4)。

抗争理論家もコンセンサス理論家も使用する用語に若干の相違はあれ同じ問題を扱っている。Maurice Duverger や Ralf Dahrendorf が論ずるように政治システムの現実にみられる異なった側面に向けられた二つの顔を持つヤヌスの神のイメージこそ政治社会にふさわしいイメージである。M. Duverger は闘争と統合、R. Dahrendorf は闘争とコンセンサスを政治現象に内在する二つの本質的契機と捉えるが、このような認識は政治研究者の間で程度の差こそあれ認められている (M. Duverger, 1967, R. Dahrendorf, 1959)。ヤヌスの顔のイメージを持った社会を闘争理論の用語で語るか、コンセンサスの用語で語るか——より正確には、どちらにウエイトを置いて用語の配合を行なうか、または、どちらに視座を定めるか——は、研究者が二つの契機のうちどちらを政治のより本質的な契機と考える

か、研究対象システムの政治文化に、どちらが濃厚に表現されているか、当該システムにあってはどちらの局面がより支配的かによって決定される。システムの全レベルについて抗争理論を貫徹させることは現実理解をかえって困難にするし、逆についても然りである。システムとサブ・システムの関係についてはコンセンサス理論がより大きな有意性を持ち得る場合が多いし、システム間の関係については依然として抗争理論の用語が適合する可能性が強い。

ここでコンセンサス・ポリティックスの諸理論を再吟味しようとするのは、二つの理由による。先ず第一に、既に「動態的安定論——成熟社会の政治システムへの一試論」で論述したように、今や不可避となった地球の有限性に対する認識と、人間はなによりも生存を果たさねばならないという共同の認識を踏まえ、現在のような毎年絶え間なく続く対数曲線的な経済成長が終りを遂げた時に、社会内部でも平和であり、自然環境とも調和が保たれている社会すなわち成熟社会を到来させるためには、Dennis Gabor のいう二種類の妥協——自由と秩序との、人間性と社会的必要性との——を基礎にしたコンセンサス・ポリティックスの実現を模索する必要性を感じるからである。人類が「生き残るための戦略」を共同で推し進めるためには、何を犠牲にしなければならないのか、生き残ること以上に優先しなければならないのは何か、を明確にしていく作業が前提とならう。動物世界に生じる「大繁殖↓クラッシュへの突入」を回避するだけの理性を人類が備えているとすれば、また、戦争・天災・疾病以外に共存への方策を求めるだけの勇気が備わっているとすれば、安易な大義名分論や空虚な精神主義を敢えて克服し、この作業に従事することも可能であろう。それとも、ノアの洪水の再現を待つのだろうか(拙稿、1973、参照)。

第二に、Aristotle の「自然なもの、神に由来せず、たんに人にかかわる「窮極の精神活動」としての政治は、どの共同体にしても常に不足な資源を争奪しあう敵対的諸主張間になんらかの優先順序・なんらかの秩序を与える意味で、窮極的な精神活動であるのだが、その機能のためには「共同善」についてのある共通観、すなわちコンセンサ

スの存在が前提とされている。Bernard Crick の論ずるところ、この共通善はある外来・無形の心霊の乗りうつりや、客観性を僭称する「総意」や「公益」ではなく、国家を構成するさまざまな精神活動・諸集合体・諸集団の実際的妥協過程である。実際、人間の営為としての政治は単なる理想への模索でもなければ、純粋な私利へのあくなき追求でもない、その意味で、精神的コンセンサスは政治に先行ないし超越する、ある不可思議なものではなく、政治という活動そのものであると位置付けることができよう (B. Crick 1962. 邦訳、pp. 12)。筆者は「イデオロギーの終焉」を肯定的に捉え、脱イデオロギーの延長線上に未来社会の政治を構想することに大きな疑問をもつ。それと同じ程度に、未来を灰色のイメージでしか語り得ない地球環境に直面して、生き残るための共同戦略を成功裡に展開するためには、コンセンサス・ポリティックスに本質的契機を求め、真に政治という名に適わしい政治を実現する以外に道はないと確信している。

II コンセンサスの概念

II-A コンセンサスとディセンサス

コンセンサスとは政治社会の内部に存在する特殊な信念体系の状態であるが、通常は、

(1) 当該政治システムの成人人口の大部分、とりわけ社会のための稀少価値——富、地位、権利、資源など——の権威的配分にあたる人々の大部分が下すべき決定の内容についてほぼ同意し、かつ全政治システムに対しても、同輩者達にしても、何らかの一体感を有している時、

に存在すると考えられている。これを社会規模のコンセンサス *macrosocial consensus* と呼ぶことができよう。もちろん、

(2) 家族関係、友人関係に見られる初源的な対面接触の関係やパーソナルな対面接触の関係にある諸個人間にも、
 (3) 教会、学校、セクトなどのような精神的連帯を基礎にした集団内にも、

コンセンサスは存在する (E. Shils, 1968, p. 260)。ここで主に論考の対象とするのは *macrosocial consensus* であるが政治文化のバースペクティブからコンセンサス・ポリティックスを概観することが肝要であると考える。コンセンサス理論は(1)のように、決定作成者の行動原理論に終始し、マスの政治文化が看過されることが多かった。マスの政治文化とそれに対応しようとするエリート政治文化という視点を欠落し、コンセンサス・ポリティックスが論じられたことが、統治過程を誤解させ、コンセンサス・ポリティックスのイメージを暗くした最大の原因であると思われる。

ディセンサスとは稀少価値の権威的配分をめぐっていかなる決定を行うべきかに関する信条が一致していない状態をいう。

Seymour M. Lipset はコンセンサスを「一政治体制が、権力の平和的役割を認めること、与党によって行なわれた決定にたいする野党による積極的支持、および野党の権利の与党による承認」と定義し、コンセンサスをデモクラシー存立の前提条件と位置付けている (S. Lipset, 1959, 邦訳「内山訳」p. 32)。S. M. Lipset のこの見解は二つの点から再検討される必要があるようだ。まず、このコンセンサス概念がエリートの *ethos* を排他的に強調していること、第二に、デモクラシーの前提条件とするその位置付けかた——この点については後で論及することになる——である。前者については *macrosocial consensus* はエリート政治信条論だけの枠組では十分に理解できないからである。後者については、コンセンサスはデモクラシーの前提条件というよりはすべての政治システムの安定の前提条件であるという主張の正当性を動態的安定論の立場から提起し、考察を重ねたいからである。

II—B コンセンサスの内容と要素

コンセンサスの構成要素については多様な意見が提出されている。当該政治システムの規範・法・ゲームのルールの一般的な承認、ルールを実施する制度・機構への愛着、政治システムとの一体感、がその中心的な要素であるが、当然のことながらこれらの要素は本質的に相互補完的である。

- (a) 民主的な統治の「基本的な要素」に関する同意としてコンセンサスを捉えるのか、
 - (b) デモクラシーの基本原則以上に習慣的な行動パターンの重要性を認め、そこにコンセンサスの基礎を求めるのか、
 - (c) 政府の政策が当該政治システム内部の重要な社会集団に受け入れられる可能性を重視してコンセンサスを考えるのか、
 - (d) 政治システムの横断的分裂の結果と考え、重要な社会集団がすべてその内部に複数の主要政党支持者を含んでいる時、コンセンサスの存在について語る立場をとるのか、
 - (e) 現存する政府およびその政府の指令に対する承認すなわち正当性と同一視してコンセンサスを捉えるのか、それとも、
 - (f) 当該政治システムの政治生活の根底に横たわる基本的な精神的・社会的パースペクティブによってコンセンサスのパーソナリティ構造を視野に入れるのか。
- どの立場からコンセンサスを捉えようと、上にあげた概念はみな相互排他的なものではなく、むしろ相互補完的性質が強いことが判ろう。(a)から(f)までの概念化に共通に見られるのは一種の「同意 agreement」というファクターである。しかし、同意をコンセンサスの核概念と規定したところで問題が解決される訳ではない。同意のパターン、

すなわち同意が重層される具体的対象が明確にされることによってはじめてコンセンサスと政治システムの安定・抗争の緩和・デモクラシーの作動能力、といったコンセンサスの政治的意義が解明されることになる(この点については後で述べるが、その作業を通じて同意の概念に加え、アイデンティティの概念がシステム論の立場からコンセンサスを理解する上で有効な概念として浮上することになる)。なお、IV—A コンセンサス・パターン(参照)。

III コンセンサスの政治的機能——コンセンサス理論の系譜

政治システムのメンバーが表出する利益・要求は多様である。自然に諸利益間の調和・均衡がトータル・システムのレベルで生じる可能性などない。それは個人の性向、好み、趣味の多様性に加え、各個人の期待し、追求する利益・要求が——それが物質的なものであれ、精神的充足を求めるものであれ、ただ単にシンボリックなものであれ——いかなるシステムもそのシステムに向けられる諸個人の要求をすべて充足することはできないという意味で、稀少であるという事実から当然である。この、諸利益の抗争状態は、システム規模の拡大に伴って宗教・信条・職業・身分・教養などに由来する価値の多様化の増進に応じて激化する傾向にある。この抗争状態を克服し、社会的結合とシステムの正当性をいかに確保していくかという問題が古くから政治哲学者の主たる関心事の一つであったのはこのためであった。

Aristotle, Plato は市民教育を通じた政治的社会的安定にとっての重要性をそれぞれ「政治学」、「共和国論」で展開した。

以来、S. M. Lipset の指摘する K. Marx, De Tocqueville, M. Weber, R. Michels の影響の下でコンセンサスの必要条件を決定することよりも、懸隔を生み出している諸条件の研究に専念する近代の知的伝統が定着するまで、

多くの研究者が何らかの型でコンセンサスに言及した。

正当な権威の論理的基盤として「契約」の概念を導入した社会契約論者たちは、合理的、意識的なコンセンサスの創造の必要性を強調した人物と位置づけられよう。

例えば、Thomas Hobbes は自己保存という人間の最大の欲望・人間本来の最高善を達成するために自然権を放棄することに同意することを理性の命令と捉えた。《自然》によって精神的能力においても肉体的能力においても個人差を考慮するに足らぬ程平等に作られた人間は、自己保存の衝動を根本的動機として、自己の生命の保存・快楽の増進・権力に対する欲望という人間生活の目的を追求するが、能力の平等は目的達成にさいしての希望の平等をも付与されたものとして構想されている。「それ故、もしも二人の者が同一の物を欲求し、それが同時に享受できないものであれば、彼らは敵となり、その目的にいたる途上において、たがいに相手をほろぼすか、屈服させようとすべし」(T. Hobbes, 永井道雄・宗片訳、p. 155)。功名心、猜疑心が人間の心の中に生じ、いわゆる「人間は人間に対して狼 *homo homini lupus*」という事態が現出する。この「万人の万人に対する戦い *bellum omnium contra omnes*」という状態が自然状態であり、かような状態にあっては、当然の帰結として「何事も不正ではなく」、「正邪とか正義不正義の観念は存在せず」、「各人が自分で獲得しうる物だけが各人の物であり、しかもそれは、それを保持していることができる期間だけである。」各人は自分自身の自然すなわち自己保存のために、自分自身の判断と理性とにおいて、もっとも適当な手段であると考えられるあらゆることを行なう自由をもつ (T. Hobbes, *ibid.*, p. 159)。これが自然権である。各人が自然権を主張する事態、すなわち自然状態が継続すれば、人は誰れでもあらゆるものに対して、お互いに相手の身体に対してまで権利を持つので、自然が普通、人間に与えている生きる期間を生き抜くための安全は、いかなる人間にも、まったく保証されなくなる (T. Hobbes, *ibid.*, p. 160)。すなわち人間本来の最高善である

自己保存という目的の達成が不可能になる。しかし、人間にはこの状態から脱却する可能性が備わっている。それは部分的には情念に、部分的には理性による。情念による脱却の起動力となるのは、死の恐怖・快適な生活に必要なものを求める意欲・勤労によってそれらを獲得しようとする希望の三つである。理性による恐怖の事態からの脱却法はコンセンサスに基づき自然法の樹立である。自然法は人間本来の最高善Ⅱ自己保存を実現するためにすべての個人が同意せねばならない理性の戒律ないしは一般法則である。自然法の第一の原則は「各人は望みのあるかぎり、平和をかちとるよう努力すべきである」であり、第二の原則は「平和のために、また自己防衛のために必要であると考えられる限りにおいて、人は、他の人々も同意するならば、万物に対するこの権利を喜んで放棄すべきである」というのである。この二つの原則に対する同意は契約という方法で層重されるが、かくして第三の自然法として「結ばれた契約は履行すべし」が要請される(T. Hobbes, *ibid.*, pp. 160—172)。国家は自然権の放棄↓自然法の三原則に対する同意↓社会契約に基づいて各個人が結合して創設される政治社会として捉えられるが、個々人間の同意の総和以上の統一体として理解される。

名誉革命のイデオログ John Locke は、同意の原理を前面に押し出した。彼の契約論は自然状態・自然権・自然法の捉え方で、また、最終的に傾斜していった体制の点で T. Hobbes と大きく相違している。ここで、両者の社会契約論の相違に関する論述に陥いることは本節の目標に直接的連関を持たぬため好ましくはない。そこで『市民政府二論 Two Treatises on Civil Government』で展開されている同意原理に限定して簡単に論説するにとどめたい。

彼は自由と理性(Ⅱ自己決定的な人間の独立した判断)、にこそ政府の依拠すべき基盤があるとし次のように「同意」を位置付けている。

「人間は生来、すべて自由であり、平等であり、独立しているのだから、だれも自分から同意を与えるのでなければ、他人の政治的な権力に服従させられることはありえない。人がその生来の自由を放棄し、市民社会の拘束を受けようになる唯一の方法は、他人と合意して一つの共同社会に加入し、結合することであるが、その目的は、それぞれ自分の所有物を安全に享有し、社会外の人に対してより大きな安全性を保つことを通じて、相互に快適で安全で平和な生活を送ることである」(J. Locke, 宮川透訳、p. 252)。同意は彼のいう自然状態から自然状態に内在する不都合・欠陥を排除し、人々が市民社会に入る契機であるばかりでなく、政治そのものを動かす起動力であり、不可欠の要件であると構想されている。それは、同意に基づく革命権の肯定へと連絡されていく訳であるが、「二重契約」理論がその基礎となっている。人々は政治社会および政府と二重の同意を行なう。先ず、人々は自然状態から脱し、政治社会に参加する同意を基礎に契約を行なう。ついで個人を統治する政府の形体に対する同意が——ここで多数決原理が唱道される——問題とされる。後者は政治社会の多数者のみが特定のタイプの政府と同意し、結ばれる契約であり、その限りにおいて、同意に基づく限り政府転覆は肯定される。一方前者は、自己決定的個人としての人間が独立した判断に依拠して自然人としての人間の目的を相互に守ることに同意して結ばれる契約であり、そのため、レジームの選択を行ないうるような形で契約を破棄し、政治社会を崩壊し、自然状態に回帰することは経験的にも不可能である。

社会契約説の今一人の代表的主張者である Jean Jacques Rousseau は T. Hobbes の絶対主義 J. Locke の立憲主義とは違い急進的な人民主権思想を展開した。その理論の中心概念である「一般意志 la volonté générale」は社会のメンバーの特殊な利益を意図する「個別意志 volonté particulière」の総和たる「総意志 volonté de tous」と區別され、不譲渡性・不分割性・無謬性・絶対性をその顕著な特徴とする。この一般意志こそ、共同の利益を指向し

た共同体全体の意志であり、主権そのものである。人間にとって最も貴重なもの、すなわち自由は、社会の全メンバーが一致した合意に基礎を置く社会（「契約社会」）であるが、かような社会にあっては一般意志にむけて全メンバーの全権利・自己が全面的に譲渡される。彼は不可分な一般意志の特質から主権が人民全体に属すると構想し、この人民主権論から直接民主政の論理を強調した。直接民主政の主張は一つには古代ギリシヤの都市国家思想への憧憬、一つには彼が育ったスイスの直接民主政の経験に由来するものであろう。しかし、ロマンチスト Rousseau は何よりも統一性・共同の自我・生命と意志を備えた精神的・集合的共同体への傾斜、いわば共同体意識の喚起を一般意志の概念によって体現しようとしたと考えられよう（沈黙を同意と曲解する権力保有者の性向に対する憂慮をそこに読みとることもできよう）。

その理論の結論に大きな相違があるとはいえ、社会契約論者（さらに Thomas Paine の名も銘記される必要がある）は契約という概念そのものが同意を不可欠の要素とする概念であることから容易に推測されるようにコンセンサスに言及した思想家のカテゴリーに入れるのが妥当であろう。

Jeremy Bentham, James Mill らの功利主義理論家は、「道徳」立法の基準および政治の目的を最大多数の最大幸福に求め、コンセンサスは何よりもかような認識に基礎を置くべきであると考えた。

コンセンサスについて語る時 Edmund Burke の見解は最も無視できないものの一つである。通念によれば保守主義思想家程コンセンサスに関心を寄せる傾向が強いとされているが、この風潮は E. Burke の見解、とくに近代保守主義の原典と位置付けられている『フランス革命の考察 Reflections on the Revolution in France』で展開される反フランス革命の立場に依るところ大である。ホイッグ党の有力なリーダーの一人として実際政治の経験を持つ彼は、名譽革命に対しては絶対的な支持を与えた。しかし、アンシャン・レジームに対する市民階級の蜂起もそれが暴

力手段を通じた共和制的秩序の樹立を指向したものである限りにおいて、名譽革命の精神に対する挑戦と映った。實際政治の経験を持つ彼は現実政治から乖離した抽象的な理論よりも秩序と安定に関心を持ったが、無秩序や伝統性・継続性の否定は彼が何よりもイギリス・デモクラシーの擁護者であったことを示している。そして、実際に、フランス・デモクラシーが最終的に独裁政治に帰着するであろうという彼の予測は一八〇四年のナポレオン皇帝の出現で適中することになった。彼にあっては教会と国家の密接な関係、社会的秩序、合理的自由が正当性に関するコンセンサスを保持する重要なファクターであった (E. Burke, 鍋島訳、小松春雄、1961参照)。

Alexis de Tocqueville はコンセンサスの必要条件と分裂の源泉、双方に関心を示した。彼が強調したのは政治システムの構成単位間の結合性と諸単位間の抗争の必然性であったが、これは Karl Marx と軌を一にする。しかし乍ら、K. Marx が抗争とコンセンサスを二者択一の傾向と認識し、コンセンサスと闘争との融和・均衡を指向した理論から陸離したのに反し de Tocqueville は『アメリカのデモクラシー Democracy in America』でコンセンサスと抗争双方を視野に収め、両者を同時に確保し、デモクラシーを実現する諸側面に焦点を合わせた点で二人は完全に離反する。

de Tocqueville は社会状態の中に起こった二重の革命——貴族が社会のはしごをおり、平民があがるという——の進行に伴なう階層間の平等の漸進的な実現の延長線上にマス・デモクラシー到来の必然性を予告している。工業化の進展に伴なうマス・デモクラシー、この不可抗的な史的発展の中で、官僚化、中央集権化もまたその歴史的流れの中で抗し難い現象として出現してくる。政治の場への社会階梯上昇者の大量進出によって生まれる無限に近い多様性を内包した社会はかつての共同体意識を崩壊し、彼のいう意見と嗜好、行動と信仰を結ぶ「自然の絆」を絶ち、人間の感情と思想との間の「共感」が破られる可能性をも秘めている。いわば「精神的類推の法則」がすべて廃棄されたこ

のような事態からの脱却とマス・デモクラシーの歴史的不可抗的趨勢を併せ考える時、なによりも個人の前に立ちただかる国家が強大な権力を集中させたりヴァイアサンであることが想起されねばならない。彼が懸念したのは(1)政治社会の抗争の主体となる集団が無力な存在と化すほど迄に国家が唯一の権力主体として巨大化し、抗争そのものが顕在化する可能性すら消滅するのではないかということ、および、それとはまったく逆に、(2)巨大化した国家を前にして原子化された個人が政治的無力感に陥り、政治参加の情熱も、体制承認の表明を行なう気力すらも喪失し、政治が希望のみならずその意味すらも失ない、果てはコンセンサスの可能性が消滅するのではないかということであった。

この二つのまったく対立する懸念から de Tocqueville は権力集中の弊害を克服し、マス・デモクラシーの到来に備える方策を(1)宗教を含む種々の習俗、(2)国民の自治活動とりわけ地方自治、(3)任意結社、の役割を再考察し、そこに求めた。S. M. Lipset の論ずるように K. Marx による「阿片」としての言及は宗教の持つ社会統合機能の承認の別の表現形式である。K. Marx は真の階級的利害を認識する上で障壁となるものと規定したが de Tocqueville は逆に、政治的自由の成長に正比例する拘束的な力として宗教の重要性を強調した(S. M. Lipset 1959, pp. 36)。また、地方自治、任意結社・集団への積極的参加と行動は、政治社会の成員間に抗争とコンセンサスの創造の可能性を与え、権力と国民の媒介機能、政治的社会化機能を遂行する過程で、デモクラシーの安定を現出させる基盤として強調されている(de Tocqueville, *ibid.*, p. 59)。

コンセンサス・ポリティックスの今一つの対極概念は強制力行使の政治すなわち強権政治である。C. Friedrich and Z. K. Brzezinski のいう「満場一致への激情 *passion for unanimity*」はとりわけ専制的支配者に程度の差こそあれ共通する性向であるが、Ernest Barker の指摘する「意見対立の同意 *Agreement to differ*」を基礎とするベラル・デモクラシーにあっては強制力行使を通じて強行される傾向がある(C. Friedrich and Z. K. Brzezinski,

1963, p. 239, E. Barker, 1942, p. 63)。確かに強制力行使には政治システムの公的秩序を維持する力が備わっている。しかし、歴史的事実はそれのみによって長期にわたって公的秩序を維持することが不可能であることを教えている。コンセンサス・ポリティックスの補強手段として時に有効性を発揮することもありうるが、長期にわたって強制力が効果を生み、存在するためには強制力行使に関するコンセンサスが何よりも要請されよう。

以上、簡単にコンセンサスに言及した人々の所説に触れてきた。おおよそ、コンセンサス理論は政治体制、とりわけ民主的体制の安定という問題を中心に展開されて来たことが理解されよう。そこで構想されているコンセンサスの政治機能は、

F-1 意見不一致の可能性を減少し、

F-2 不一致を顕在化させようとする動機の強度、感情の激しさを緩和し、不一致の原因となっている対象に対する愛着心の偏狭さを軟化させ、

F-3 相互にアイデンティティを感じている人々の間に存在する不一致を平和裡に調停する方法を勧んで受け入れる精神を育成する、

と要約できよう。不一致の解消にあたっての暴力手段使用可能性の除去・縮小↓対立勢力間の共同活動の増進↓公的秩序の維持↓政治体制の安定、という推論過程がコンセンサス理論の依拠する基盤といえよう。

全体としての政治システムの作動、および広範な公的制度・過程の作動にとって基本的に重要な心理的要素として、システムと自己との一体化 'identification'、疎外感を対置させる David Schwarz の研究戦略の基本的な説得力を是認する (D. Schwarz, 1973)。それは、従来コンセンサス・ポリティックスが同意を中核的な概念としながらも極めて抽象度の高いエリート理論に終始する傾向が強いからである。エリート理論に陥った時、コンセンサス・ポリ

ティックスの論理は体制の安定・不安定を座標軸にしたエリートによるマス操作技術論、ひいてはマスを一方的に看過してしまう局面でのエリートによる妥協政治論そのものに置き換えられ理解されてしまう危険性を孕んでいるからである。政治システムには自己の利益のみならず全システム・レベルでの価値(役割、便宜、施設、地位、収入、報酬)の配分に関心を持った人々、自己の利益に影響を与える可能性を持ったシステムの中核で行なわれる諸決定に鋭い眼を向けている人々、価値の権威的配分が実施される諸制度・手続に大きな関心を持った人々がいる。実際、コンセンサスがその政治的機能を十全に遂行しうるかどうかは、多様な職業・宗教・階層・居住地域などのファクターと複雑に交錯したこれらのマスの心理的傾向に特に左右される (see D. G. Dean, 1961, pp. 756—758; G. Nertler, 1957, M. Seeman, 1959, E. Fromm, 1955)。

David Easton の提起する「一般的支持 diffuse support」の概念はコンセンサス・ポリティックスと政治システム論を、疎外—アイデンティティとコンセンサスを結ぶキー概念である。D. Easton は政治システムの統合・存続の要件として個人の政治システムに対する積極的な一体化を挙げる。この一般的支持は政治システムのメンバーがそのシステムに属することから得る特定の報酬とは無関係に持続する支持であり、(1)正当性と服従との感情の喚起、(2)特定の個人・集団の利益を超えた公共利益の存在の受容、(3)強い共同体意識の昂揚、を通じて形成されると構想されている (D. Easton, 1965, 邦訳 p. 142)。政治的社会化過程を通じた広く、一般的な支持の貯水池の創造は D. Easton によってはシステムに向けられた圧力に対する制御反応方式の一つとして強調されている。ここで展開しようとするコンセンサス・ポリティックス理論にあつては支持の貯水池としてコンセンサスが位置付けられることになる。

Gabriel Almond and Sidney Verba は「降つても照つても」式帰属感 rain or shine attachment という表現で政治システムをして運用上の危機を切り抜けさせ長期にわたる安定を享受させる要素を指摘している。この拡散的

な愛着は政治システムの実績とそれほど密接に結びついていず（結局は個々のアウトプットと無関係でないにせよ）、より安定した種類の満足感を個人に与え、システムへの支持を定着させる性格をもっている（G. Almond and S. Verba, 1963, 邦訳 pp. 242—3）。もちろん、「降っても照っても式愛着」は D. Easton のいう「一般的支持↓支持の貯水池」に、従って、われわれがいうコンセンサスの政治機能に符号するものである。

なる程、個々の問題に関するエリート間の同意—不同意は政治システムとその作動状況およびエリートの依拠し代表する階層・集団とエリート間の関係に決定的重要性を持つ。調和を基調とする政治的關係が生まれるか、抗争を基調とする政治状況が展開されるかはまさにその関数といえよう。その意味で同意のファクターを無視することはできない。しかし、政治システム内の多様な諸部分間の共同活動にせよ、公的秩序の維持にせよ、必ずしもエリート間の継続的なコンセンサスのみを排他的に要請しているとは限らない。秩序の維持にとって重要なのは個々の問題に関してシステムのメンバー間にコンセンサスのマトリックス内で同意が存在すること、政治システムに対するアイデンティティがマスの間で広く行きわたっていることである。この点を銘記してコンセンサスの政治機能を捉えることによって、その保守性を払拭し、大衆操作の視点に立ったエリート理論から脱却することができよう。ここで、D. Easton, G. Almond and S. Verba の政治的社會化論、政治文化論を組み込みようとする積極的理由もまさにここにある。

IV コンセンサスの形成

コンセンサスの構造を明らかにする場合、われわれはいくつかの困難に遭遇することになる。

先ず第一に、現代マス・デモクラシーの基本的な性格からして、コンセンサスの広がりや境界線が明確でないこと

が挙げられよう。その適度の規模・同質性の高さという点で、かつてはコンセンサスの構造を明確にすることも容易であったろう。しかし、今日ではコンセンサスに均一性を求めることは困難であるばかりか、滑稽ですらあると思われる。今日ではそのコンセンサスの強度、システムのメンバーが愛着を感じ一般的支持を与えている信条の割合・数という点で普遍性・均一性を求めることはできない。

次いで、われわれはコンセンサスとディセンサスとの複雑な相互作用を、変動を常態としてのことこそ現代政治の特質であるという基本的認識の系と考えるが、上に述べた均一性の欠如と相俟ってコンセンサス・パターンの一般化は困難である。コンセンサス・ディセンサスの相互作用構造は長期的動向のみならず短期的動向においても——この場合、当該政治システムの置かれている個々の状況、系争中の問題が把握されることが必要となる——理解されねばならないが、忍耐強い研究業績の蓄積を抜きにして安易な一般理論を虚構することは回避されねばならないであろう。

ここではコンセンサス・パターンの基本的性格、コンセンサスの形成と再編について簡単に述べ、コンセンサス・ポリティックスの研究枠組に言及したい。

IV—A (またはII—C) コンセンサス・パターン

コンセンサス・パターンはその非体系性、曖昧さ、抽象レベルの高さの故に一覧表を作成することは容易ではない。そこで、最大公約数的叙述↓経験的実証、という手続きに従って一般理論を模索する方法を選びたい。

おおよそ、コンセンサス理論は、程度の差こそあれ、何らかの形で

- (b) (a) 同質性——宗教、言語、人種、習俗の、
政治的主義・原理、

(c) 全体としての政治システム・政治システムの諸役割およびその役割占有者・政治システムのインプット、アウトプットについての認知的指向、感情的指向、評価的指向、
について言及している。

(a) 公的秩序の維持に要請されるコンセンサスの前提条件として人種・習俗・言語・宗教的信条の同質性を強調する考え方は今日では既に古くさく感じられるかもしれない。一九世紀以降とりわけ近代自由国家の出現後、異質性が同質性に、マス・デモクラシーがアリストクラシーに次第に取って代わる中で、このような主張は漸次説得力を失なったかのように思える。とくに宗教的信条に関するコンセンサスは政教分離、世俗化、信仰の多元化の進展の中で、かつてアングロサクソン世界、西ヨーロッパ大陸世界で政治社会の民主化に大きなインパクトを与えた事実を忘却させてしまふ程ではないにせよ、その意義について語られることが稀有になつてしまつたようだ。

もちろん、宗教をはじめとする同質性をコンセンサス・ポリティックスの唯一絶対の基盤として捉えることはできない。しかし、科学的価値の希薄性を是認したとしても、人種的対立や宗教的対立さらに言語的対立が、時としてシステム内およびシステム間レベルで紛争の原因となつた事例や流血の惨事ではか完結しない事態を誘発した事例を挙げるのが容易であることも否定できない——キプロス、パレスティナ、アイルランドの紛争、カナダ、合衆国内の人種差別に由来する対立、わが国の一部に見られる旧藩意識、など。

諸利益間の抗争↓交渉・仲裁↓妥協の実現↓連帯感・一体感の創造↓統合、という推論過程でコンセンサス・ポリティックスを捉える時、同質性が宗教・人種・言語・習俗に基礎を置く分裂にもかかわらずマクロシステムなコンセンサスを作動させる基本的な要素であることは否定しえない。

(b) 抽象的ないし一般的な倫理的・政治的原理や信条をコンセンサス・パターンに含めることには異議の余地がある

かもしれない。イデオロギーは、個別対立を調整・体系化し、トータルな抗争の中に組み込み、かつ、このトータルな抗争を、より深く、より全体的な価値をめぐる抗争そのものに転化させる機能を持っている。その意味で、個人の教育レベル・生活環境・人生経験と相俟って政治意識を涵養し、価値体系を決定するイデオロギーは K. Marx に従って、階級の所産、抗争の源と捉えるのが妥当であるかもしれない。

しかし、階級状況を反映する一方で、イデオロギーの発展には階級以外のファクターが加わってくるのも事実である。例えば、権力集中や官僚制に関するイデオロギーの中には同一階級内部での支配―被支配者間の抗争を表現しているものがある。また、ナショナルリズム・イデオロギーは単一階級のみ欲求というよりはむしろ被抑圧民族全体を縦断し全階級に共通する欲求を代表するものといえよう。さらに、地方分権イデオロギーにしても特定階級の占有物というよりはむしろ、中央権力の拘束から解放されることを求める当該地方全階級の願望を表わしたものといえよう (See M. Duverger. 1967, pp. 141)。

思想、意見、信条のトータルな体系としてのイデオロギーが抗争を緩和し、コンセンサス・ポリティックスを促進する基礎となりうるという主張が依拠するのは、階級依存性を過度に誇張する厳格なイデオロギー万能論者に対する反省、換言すれば全階級性ないしは階級縦断性の濃いイデオロギーの存在に対する着目の必要性から生まれたイデオロギー相対主義である。政治システムの基本的集団・階級はそれぞれ利益をめぐる抗争に従事する過程で、自己の信奉するイデオロギーを形成・修正するが Maurice Duverger の論ずるように権力もまた、自己のイデオロギーを発展させ、抗争の宥和↓統合を目指す。また、抗争の除去・緩和に作用する正当性の観念も、イデオロギーに基礎を置いているといえよう。さらに、当該システムの全メンバーに分有されている集合表象・価値評価は、全階級を縦断し、統一的イデオロギーに迄成育し、各階級・社会集団の標榜する部分的イデオロギーに抵触し、いわゆるイデオロ

ギーのクロス・プレッシャーに至る。かくして、M. Duverger のいう統一的イデオロギーの存在およびその信念体系によって個々の重要問題を決定する慣行に対する同意をコンセンサス・ポリティックスの基本的要件と考えることができる。

Daniel Bell は現代政治の特徴となっている政治体制を(1)ポナバルティズム、(2)イデオロギー政治、(3)全体主義、(4)市民政治、の四つに識別し、市民政治 *civil politics* をデモクラシーの政治と考える。彼にあってはデモクラシー、市民政治、妥協の政治は等式で結ばれている。市民政治は「絶対的真理」、「絶対的信念」の主張の放棄に特徴を有し、原理喪失の危険と政治が取引の「狎官制」に墮落する危険を常に内在化させていると認識されている。そして、市民政治成立の前提として、相争う諸集団間に鋭い意見の相違があるかもしれないが、基本的には、「政治ゲームの諸規則」に関する一致、つまり、いずれの集団も社会の道徳的秩序の一部であることを承認するコンセンサスの存在が求められている (D. Bell 日本版への序文)。われわれはここで二つの点を銘記しておかねばならない。まず第一に、コンセンサスをデモクラシーの前提と捉える D. Bell の立場は更なる検討の対象とすべきであるということ。第二に、「イデオロギーの終焉」は全きイデオロギーの死滅ではなく、「政治ゲームの諸規則」の背景となるイデオロギーが安易に看過されてはならないということである。イデオロギーの闘争機能を強調し、イデオロギー政治→イデオロギーの終焉→市民政治の到来という形態転化図式を描きイデオロギーの持つ今一つの機能、すなわち統合機能への着目を拒否するといった姿勢は単なるテクノクラート・コンセンサスに埋没する可能性が強いと思われる。(これらの点については後で言及されることになる)。

(c) 稀少価値(役割・収入・地位など)の権威的配分を行なう政治システムに対する指向、インプット過程に対する指向、アウトプット過程に対する指向、政治システムのメンバーとしての自分自身および他のメンバーに対する指

向への着目は従来のコンセンサス理論がとすれば陥り易い傾向にあった保守的なエリート理論からの離陸を果たす起動力になろう。

S. E. Finer は支配者の正当性、政治制度や政治手続きに焦点を合わせて (S. E. Finer, 1962) また Samuel Beer は価値・信条および政府のあり方に関する感情的態度をその構成要素と捉え、政治文化について言及している (S. Beer, 1958)。しかし、ここで主に依拠するのは Robert Dahl によって Political Oppositions in Western Democracies で提出された理論モデルと G. Almond and S. Verba によって The Civic Culture で提出されたマトリックスである。

R. Dahl は指向の対象を次の四つに分類している。

(1) 政治システムへむけての指向——態度・感情・評価が政治システムに好意的な時「忠誠」、肯定的でも否定的でもなく中立的な時「無関心」、好意的でない時「疎外」と分類される。

(2) 他の人々に向けての指向——他の人々に信頼感を持ち得る信条の時「信頼」、他の人々に不信・疑惑を持つ信条の時「不信」と分類される。

(3) 共同と個人主義へ向けての指向——他の人々との共同、対立した見解の融和・妥協、自分の特殊な考えを進んでより大きな解決案に譲る精神、の美德を強調する文化は「共同的」、個人の独自性・特殊性の維持、個人のパーソナリティと思想の完全さ、妥協を避けることによって個人の完全さを保持すること、などの価値を強調する文化は「非共同的」と分類される。

(4) 問題解決へ向けての指向——問題解決にあたって、現実を拒否し、高度の抽象化レベルにむかい、事実から遠くかけ離れる傾向にある文化は「合理主義的」、現実を受け入れ、反ドマグ主義・実験的方策へ傾斜する文化は「プラ

図 1 Robert Dahl の試み

指向の対象	システム I	システム II
政治システム	忠 誠 的	疎 外 的
他 の 人 々	信 頼	不 信
集 合 的 行 動	共 同 的	非 共 同 的
問 題 解 決	経験的—プラグマ ティック	合理主義的

Robert Dahl, 1966, p. 355.

「グマティック」と分類される (R. Dahl, 1966, p. 355)。
われわれは《図1》のシステム1にコンセンサス・ポリティックスのモデルを
求めることになる。

G. Almond and S. Verba ・ 先²⁾ Talcott Parsons and Edward A. Shils の
理論を借用し、指向内容を(一)認知的指向 cognitive orientation——認知とは対
象・出来事・行動・系争点などに関する知識とその識別であり、認知的指向には
政治システム、そのシステム内の諸々の役割占有者、インプット・アウトプット
についての知識・信条が含まれる、(二)感情的指向 affective orientation——感情
とは、対象・系争点などに感情的意義すなわち、感情を付与すること、感情的指
向とは政治システム、システムの諸々の役割、人員、パフォーマンスに対する感
情、(三)評価的指向 evaluational orientation——評価とは対政治活動の位置を確
立する過程で諸個人がその認知・選好・価値を組織化し、選択する方法である。

評価的指向とは政治的对象についての判断と意見であり、典型的には諸価値基準
に情報や感情が結び付いて形成される、に分類する(G. Almond and S. Verba, 1963)。

次いで指向の対象を次の四つに分類する。

(1) 一般的意味での政治システム——政治システムに関する知識、感情、見解、判断が問題となる。

(2) インプット過程——政策形成の上向の流れに組み込まれた構造、政治エリート、政策案件に関する知識、感情、

意味が問題となる。

(3) アウトプット過程——政策施行の下向的流れについて、その過程に含まれる構造、個人、決定に関する知識、感情、見解が問題となる。

(4) 政治システムの構成員としての自分自身——政治システムの構成員として、自分自身をどう捉えているか、自分の持っている権利・権力・義務・影響力増大方法に関する知識、自己の能力評価、参加や業績達成の規範の実際的使用などが問題となる。

指向の内容と対象から(3)×(4)のマトリックスが作成され、各指向の異なった種類の頻度分布から以下の政治文化のタイプが形成される(詳細については G. Almond and S. Verba, 1963, および拙稿『政治文化』参照)。

純粹型

(1) 末分化型政治文化 Parochial Political Culture

(2) 臣民型政治文化 Subject Political Culture

(3) 参加型政治文化 Participant Political Culture

混合型

(4) 末分化——臣民型文化 Parochial-Subject Culture

(5) 臣民型——参加型文化 Subject-Participant Culture

(6) 末分化——参加型文化 Parochial-Participant Culture

われわれは臣民型政治文化——すなわち、構造分化した政治システムとそのシステムのアウトプットの局面に向かう指向の頻度は高いが、インプット過程に属する対象と自己に向う指向はゼロに近づく。特定化した政府の権威を意識しており、それに感情的に指向し、おそらくそれに誇りをもったり、嫌ったりして、それが合法的であるとか非合

法であると評価する政治文化——の周辺にコンセンサス・ポリティックスのモデルを求めることにならう。

政治文化論のパスpekティブから政治システムに対するマスの一体感、当該システムのメンバー相互間の連帯感、統一感の存在をコンセンサス・ポリティックスの基本的要素の一つに挙げることは、ある意味で曖昧さを導入する結果になるかもしれない。政治文化論の展開にとっては昔ながらの二分法——二分法は理解の容易化を進める一方で、相互作用の諸ファクター間の相関関係の意味あいに対してわれわれを盲目化してしまふ過度の人工的カテゴリゼーションが常につきまとう——を強引に推し進めることほど無意味なものはないであらうから。政治文化に斉一性を求めることほど滑稽なことはない。しかし、マス操作のエリート理論からコンセンサス・ポリティックスを脱皮させる作業にとつては、マス——エリートの対置図式の中でコンセンサス・パターンを模索し、政治的社会化に至る作業は不可欠である (see M. Sherif, 1967)。

かくして、われわれは、マスに見られる同質性、政治的原理・主義、政治システムとの一体感を一方の端に、政治的社会化過程を重視した上でのエリートによる個別問題に対する同意をもう一方の端に位置付ける視座からコンセンサス・ポリティックスについて語ることになる。

IV—B—B—II コンセンサスの形成・変動・崩壊

IV—B—I—政治的社会化

政治システムの全メンバーを包含するコンセンサスの存在を想定することは最も徹底した反抗争理論家にとつてすら不可能であらう。その可能性はシステム規模の拡大につれて減少する傾向にあるといつても過言ではなからう。システムのある部分——それが血族グループに依拠するものであれ、宗教、人種、階級、言語、習俗に依拠した集団であれ——は当該政治システムの支配的コンセンサスの周辺に位置するであらうし、完全にその域外に止まることもあ

ろう。大規模なシステムにはコンセンサス文化とディセンサス文化が共存している。政治システムのメンバーはたとえコンセンサス文化の多くに共感を感じていたとしても、政治システムの果たす稀少価値の権威的配分のスタイル、内容、実施に不満を感じるに至った時、現存するコンセンサス・ポリティックスの信条に疑惑を抱くかもしれない。われわれはその離反の累積状況をコンセンサス文化の変動の端緒と考えることができよう。(この「ディセンサスの不可避性」の仮説が持つ説得力の大きさは、抗争理論の優位性を主張する強力な根拠となりうる)。

マス・エリート対置図式で政治システムの作動能力を考える時、マス政治文化・エリート政治文化と「ディセンサスの不可避性」についても語られる必要がある。例えば、権威保有者の行動領域と自由裁量の範囲、権威保有者および体制の正当性、権威保有者の資源動員範囲などに関する両下位コンセンサス文化のズレ・懸隔が大きすぎればコンセンサス・ポリティックスの作動にとつては重大な脅威となろう(拙稿『政治文化』p. 21)。

上に述べた「ディセンサスの不可避性」のいずれの場合にも、いわゆる政治的社会化が期待されている。先ず、主に家庭、学校、寺院、マス・メディアによって現存するマス・コンセンサス文化を習得し、政治システムとの一体感を獲得する(第一次フィルター)。第二段階は第一次フィルターを通過した者の中から政治エリートの役割へ補充する過程である。選挙という方法を採用するにせよ、任命、試験という方法を採用するにせよ、すべての政治システムはこのエリート補充過程(第二次フィルター)を通過したエリートは高度の専門知識と政治手腕のみならずマスの感情・基本的価値・生活信条を理解し、それに共感する能力をも兼ね備えていると想定し、通常その手続を明文化している。二段階から成る政治的社会化過程のこの基本仮説が正しければ、マス・コンセンサス文化——エリート・コンセンサス文化間のズレ、懸隔は言うに及ばず、ディセンサスの不可避性そのものが説得力を喪失するであろう。しかし、エリートに補充されるや自分の育ったマス文化の本質的特性を理解せず、はなはだしきはマスへの深い憎悪と蔑

視を明からさまにするリーダーの存在が後進性の強い政治システムでは珍らしくないこと、「思想の自由市場」の原則が受け入れられたシステムにあっては情報量、情報接近可能性の点でマスとエリートに確然たる格差が存在することからして、政治的社会化の達成能力に限界を認め、敢えてマス・コンセンサス文化―エリート・コンセンサス文化の対置図式を保持する立場に立たざるを得ないと思う。

コンセンサス文化の受容者とディセンサス文化の受容者の再編・再組織はコンセンサスを構成している信念体系の絶えざる変動と共に発生する。諸利益の抗争、諸規範の抗争を伴う状況の発生は現代政治においてはそのものが常態である。伝統的なコンセンサス信念体系の多くは、中心的な文化体系の浸透度と相俟って、かなりの柔軟性・粘性を備えているが、この性格が信念体系の漸進的変動を促進すると共に、システムを取り囲む環境の変化に直面した場合にもある程度の継続性を保持することを可能にしている。この柔軟性はコンセンサス・パターンが「公正さ」、「正義」といった抽象度の高い、非体系的な用語で表現され、そのため明確に表現することが困難な程迄に曖昧さを内在化させているために付着した特質であろう。しかし、このことから、コンセンサスにはその存在に脅威を与える緊張を吸収するだけの柔軟性と持続力が備わっていると考えることは早計である。確かに、それまで正当性を付与されていた権威が放逐されたり、その弱さを露呈したりする事態――開発途上世界やテクノロジーのインパクトを急激に受け、急速な近代化を経験している世界では時として生じる事態である――に陥ったとしてもコンセンサスが完全に崩壊することはない。その意味で T. Hobbes 流の自然状態に至る迄、政治社会が解体することはありえない。しかし、コンセンサス文化の柔軟性はテクノロジーの革新といわゆる期待高揚革命によって明らかに挑戦されている。

IV―B―2 近代化・技術革新

技術革新は政治システムのさまざまなセクターによって分有されているコンセンサス信条に変化をもたらす重要な

要因の一つである。新たな技術革新の成果を手に入れ、社会階梯を上昇しようとする者は現存エリートによる価値の配分スタイルが新興勢力の要求を排除する程迄に厳格なものである時、技術革新によって生まれた新たな職業文化に従って、ディセンサス信条の焦点を模索する。世界史の移行期に常に見られる新旧文化の共存・抗争という状況は、新たな文化が既存の文化システムに容易に融和され得ないことを示唆するものといえよう。

S. M. Lipset は「デモクラシーの安定性を経済発展、政治体制の有効性・正当性の関数と捉えいわゆる変化に正当性の危機要因を求めている。彼によれば」(一)主要な保守的制度の地位が、構造的変化期に動揺すれば、(二)その社会の主要集団すべてが、移行期に、ないしは少なくともそれらが政治的要請を展開するとすぐに政治体制に近接しなければ「正当性の危機は新しい社会構造への移行期に生ずる。さらに、たとえ新しい社会構造が確立された後であったとしても、新構造が主要集団の期待を、新しいコンセンサス文化を発展させる迄繋止めることができなければ、危機が発生するであろう (Lipset, 1959, p. 75)。S. M. Lipset は危機の要因を(1)重要な伝統的な統制的制度(貴族制、教会など)の連続性に掛わる危機、(2)さまざまな団体(主に産業労働者)が政治に登場することによって触発される危機、(3)国民所得の再分配をめぐる危機、に求めている。

近代化過程はコンセンサスにとっての重大な危機をもたらす、という仮説は、一般に、急激な社会変化↓信念体系の動揺↓変化によって打撃を蒙った者の既存のコンセンサス信条からの大量撤退(変化によって期待を高揚させた者の伝統的に確立されたコンセンサス信条への不満・敵対)↓新たな信念体系の模索↓ディセンサス、という推論過程に依拠している。この仮説の持つ説得力は西ヨーロッパ社会の歴史的経験に負っている。さらにこの仮説には、(混乱の鎮静)↓連帯感・一体感の模索↓システムのメンバーに共有される信条を求める諸信条間の抗争↓コンセンサス文化の確立、という推論過程が内包されている。

V 結語

Abbott Lawrence Lowell は一九一四年にデモクラシーの安定・不安定は市民間にコンセンサスが存在しているかどうかにかかっているという考え方を公式化した (A. L. Lowell, 1914, p. 9)。その後、この仮説は広く受け入れられ、政治学の伝承知識の一つともいえる位置を獲得するに至った。しかし、デモクラシーに要請されるコンセンサスの正確な性格をめぐって論議が分かれた。デモクラシーの基本原理群に対する実質的同意の必要を主張する者もいれば、デモクラシーに必要な同意をデモクラシーの諸ルールに限定する学派もある (E. Griffith, J. Plamenatz and J. Pennock, 1956)。デモクラシーに必要なコンセンサスが分有されねばならない範囲についても意見が分かれている。全メンバーなのか過半数なのか、それとも政党をはじめとする政治集団を媒介としてマスと結び付いているエリート間だけで良いのか (see R. Dahl, 1961)。さらに、デモクラシーの必要条件としてコンセンサスを捉えることを拒否し、抗争そのものに統合・創造の性格が潜在的に内包されていると強調する B. Crick や Lewis A. Coser に賛意を表明する研究者もいる (B. Crick, 1962, L. Coser, 1956)。

ここで展開した不完全な一つの試みとしてのコンセンサス・ポリティックスの理論モデルはこのような相対立する諸見解を整序する枠組を構築する必要性に由来する。それ故、本稿はあくまでも、フィールドワークに先行する予備的な整序作業に過ぎず、必然的にさらなる適用↓検証↓修正手続を通じて精緻化されねばならない運命にある。

フィールドワークに着手する前に次の諸点は特に銘記されねばならない。

先ず第一に、コンセンサスはデモクラシーの前提条件としてではなくむしろ所産として捉えられる必要がある。デモクラシーは民主的な原理・手続きに関するコンセンサスを前提としているという仮説はおそらく研究対象システム

の歴史的背景に着目し、経験的に検証される必要がある。ここで所産として捉えるということは B. Crick のように政治そのものの活動として捉えるという意味である。そしてこのことはもちろん政治システムの動態的安定の重要な要因をコンセンサスの存在に求めることと抵触するものではない。

第二に、薄汚れた保守のイメージが付着した「妥協」とか「コンセンサス」の概念を再検討することは、それらが政治そのものであるが故に現代政治学の重要な課題であるとしても、単純な方法的二分法に固執するかぎり、伝統的なマス操作技術の域を出ないコンセンサス・ポリティックス理論の欠陥を克服できないだろうし、政治改革の具体的方策を提言できるコンセンサス・ポリティックス理論も構築できないであろう。われわれは二〇世紀政治学の最大の知的達成をいわゆる行動論革命の成果に求めることにはほぼ意見が一致している。しかし、実証的・行動論的強調と在来の歴史的・法的・制度的アプローチとを対置させ、いずれか一方に執着する限り、その理論の説得力には限界があるということも気付かれつつある。

政治システムの歴史的背景に注目し、コンセンサス文化の変容過程を追ひ、その理念が現存システムの諸制度にいかん具体化されているかを求める一方で、「心理—文化的アプローチ」、「文化—人格アプローチ」の視角からマスのオリエンテーションを明確にする作業が何よりも要請されよう。R. Dahl (1966, 1967), Karl Deutsch (1957), Stein Rokkan (1970), Samuel P. Huntington (1968) はすでに用語の正確さ、仮説の厳密な検証、数量化するも歴史的考察、制度への着目と連絡して実施されるべきだという貴重な警告をわれわれに発している。行動論アプローチ対伝統的アプローチではなく、行動論アプローチ、プラス、伝統的アプローチの視点から突破口を求めようとするのは「結果に拘泥することなく抽象的精緻度を追求すること」よりも「適切さを基準に問題の要求する手続・テクニークを選択する」(M. Sherif, 1967, introduction) 柔軟性を重視する姿勢こそが D. Easton のいう「行動論以後」

の課題であると考えるからである。

「イデオロギーの終焉」論が開花したアメリカでテクノクラート・コンセンサスの神話がベトナムで、人種問題で、また学園紛争で崩壊したことを想起せよ。「イデオロギーの終焉」をコンセンサスと等式で結び、脱イデオロギーを肯定的に捉えた S. Lipset の「幻想」はコンセンサス・ポリティックスの運営に成功している政治システムにおける「福祉国家」のイデオロギーへの昇華という現実を無視した非福祉国家アメリカの枠から脱し切れないことに起因する。わたしの構想しようとするコンセンサス・ポリティックス理論がこの「幻想」を克服するためには「イデオロギーの終焉」時代に適合するイデオロギーの真様な模索に従事している研究者、あるいは「イデオロギーの終焉」の捉え方に真摯な努力を傾注している研究者との共同作業が要請されることにならう。(1974. 9. 15)

《参考文献》

- * Erik Allardt, 1969, *Political Science and Sociology*, in SPS, vol. 4.
- * Gabriel Almond and Sidney Verba, 1963, *The Civic Culture*, Princeton Univ. Press, 邦訳石川・片岡他訳、勁草書房
- * Ernest Barker, 1942, *Reflections on Government*, Oxford Univ. Press 邦訳・足立忠夫訳、勁草書房
- * Samuel Beer and Adam Ulam, eds, 1962, *Patterns of Government; The Major Political Systems of Europe*, Random House
- * Daniel Bell, 1960, *The End of Ideology*, Macmillan, 邦訳・岡田直之訳、創元新社
- * Lewis A. Coser, 1956, *The Function of Social Conflict*, Free Press
- * Bernard Crick, 1962, *In Defence of Politics*, Weidenfeld and Nicolson, 邦訳・前田康博訳、岩波書店
- * Robert Dahl, 1961, *Who Governs?*, Yale Univ. Press
- * Robert Dahl, 1966, *Political Oppositions in Western Democracies*, Yale Univ. Press
- * Robert Dahl, 1967, *Pluralist Democracy in the United States; Conflict and Consensus*, Rand McNally
- * D. G. Dean, 1961, *Alienation; Its Meaning and Measurement*, in ASR, Oct

- * Karl Deutsch et al, 1957, *Political Community and the North Atlantic Area*, Princeton Univ. Press
- * Maurice Duverger, 1967, *Sociologie Politique*, Presses Universitaires de France
- * David Easton, 1965, *A Framework for Political Analysis*, Prentice-Hall, 邦訳・岡本啓夫訳『システム』
- * David Easton, 1969, *The New Revolution in Political Science*, in APSR, Dec.
- * S. E. Finer, 1962, *The Man on Horseback*, Praeger
- * S. E. Finer, 1971, *Comparative Government*, Basic Books
- * Carl J. Friedrich, 1963, *Man and His Government: An Empirical Theory of Politics*, McGraw-Hill
- * Carl J. Friedrich and Z. K. Brzezinski, 1965, *Totalitarian Dictatorship and Autocracy*
- * Erich Fromm, 1955, *The Sane Society*, Holt Rinehart Winston 邦訳・加藤 佐禎訳『社会心理學』
- * Dennis Gabor, 1971, *Mature Society*, 邦訳・林健二郎訳『成熟社会』講談社
- * Ernest S. Griffith, John Plamenatz and J. Roland Pennock, 1956, *Cultural Prerequisites to a Successfully Functioning Democracy*, in APSR, Mar.
- * Thomas Hobbes, *Leviathan*, 邦訳・永井 宗平訳『中央公論社』
- * Irving Louis Horowitz ed., 1963, C. Wright Mills; *Power, Politics and People*, Oxford Univ. Press, 邦訳・青井 本間 龍『システム』
- * Samuel P. Huntington, 1968, *Political Order in Changing Societies*, Yale Univ. Press
- * Seymour Martin Lipset, 1959, *Political Man; The Social Bases of Politics*, Doubleday 邦訳・内山秀夫訳『創元新社』
- * John Locke, *Two Treatises of Civil Government*, 邦訳・河川透訳『中央公論社』
- * Abbot Lawrence Lowell, 1914, *Public Opinion and Popular Government*, Longmans
- * Herbert McClosky, 1964, *Consensus and Ideology in American Politics*, in APSR, vol. 58
- * 三矢謙一『1965, 「海外論」『思想』No. 496
- * G. Netter, 1957, *A Measure of Alienation*, in ASR, Dec.
- * James Prothro and C. W. Grigg, 1960, *Fundamental Principles of Democracy; Bases of Agreement and Disagreement*, in JP, vol. 22

* Stein Rokkan, 1970, *Citizens, Elections, Parties: Approaches to the Comparative Study of the Process of Development*, Mckay

* David C. Schwartz, 1973, *Political Alienation and Political Behavior*, Aldine

* M. Seeman, 1959, *On the Meaning of Alienation*, in ASR, Dec.

* Muzafar Sherif, 1967, *Social Interaction: Process and Products*, Aldine

* Edward Shils, 1968, *Consensus*, in David I. Sills ed., *International Encyclopedia of the Social Sciences*, Macmillan and Free Press

* 庄司興吉¹ 1970, 「大衆社会論」から「知識社会論」へ——現代アメリカ社会論の試み——『思想』No. 561

* Alexis de Tocqueville, *Democracy in America*, 邦訳・岩永健吉郎² 中央公論社³ 同・井伊文太郎⁴ 講談社

* 拙稿⁵ 1973 「動態的安定論——成熟社会の政治システムへの一試論」『早稲田社会科学研究』第13号

* 拙稿⁶ 1974 「政治文化——政治文化概念の提起状況とその展開」『政治学研究』第4号